

平成28年8月3日

答申第721号

#### 1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、NHKが四半期業務報告を作成して収支の状況等を公表していることについて、どのような作成基準に基づいて作成した収支(実績)なのか、財務諸表や中間財務諸表の作成方法とどのように異なった処理手続きを行っているかなどがわかる文書の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在しないため、開示することができないとした。

なお、四半期業務報告における「収支の状況等」については、当該期までに発生した収入と支出について実績等に基づいて作成し、財務諸表および中間財務諸表は、放送法、放送法施行規則及びわが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(財務諸表規則、計算書類規則、中間財務諸表作成基準等)に準拠して作成していることなどを情報提供した。

これに対して、視聴者から「年度決算と異なる中間決算、四半期決算特有の会計処理に関する要領等を基に各決算書を作成していると考えられる」などとして再検討の求めがあった。

#### 2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

なお、「四半期業務報告」は放送法第39条第3項(会長は3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を経営委員会に報告しなければならない)に基づき、当該年度の収支予算と事業計画の進捗状況を報告するもので、金融商品取引法によって上場企業等に義務付けられている四半期財務報告とは異なる。

#### 3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

#### 4 審議の経過

平成28年8月3日(第241回審議委員会)

第734号諮問、審議、答申